

## □ 万引き＜学校へ通報があった場合＞

### 対応のポイント

- ① 管理職及び生徒指導主任へ、正確な情報を迅速、確實に伝える。
- ② 発生現場・警察等へ急行し、事実を確認する。
- ③ 直接叱らず、保護者と児童生徒のコミュニケーションのサポート役になる。
- ④ 万引きは犯罪行為であるという毅然とした姿勢を示す。
- ⑤ 学校は警察ではなく、教育の場であることを忘れない。

### 初　期　対　応

#### ① 初動対応

##### 連絡・速報及び情報管理

- 管理職（校長・教頭）・生徒指導主任への連絡
  - ・5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える（メモを添えて）。
  - ・危機対応はトップダウンが基本である。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる。（緊急時は、生徒指導主任→教頭→校長にこだわらず、できるだけ早く校長へ。）
  - ・様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する（生徒指導主任または教頭等）。
- 保護者への緊急連絡
  - ・店舗または警察への本人の迎えを依頼する。  
(連絡がつかない、保護者が行けない場合等は、学校で対応する。)
- 教育委員会への速報【「資料6」参照】
  - ・校長の判断で、必要に応じて報告する（TEL・FAX等）。
  - ・警察・報道機関が関係する（可能性がある）場合は、できるだけ早く報告する。

##### 発生現場・警察等への急行

- 携帯電話を所持した複数の教職員で対応する。

##### 事実確認

- 店舗または警察に確認
  - ・迷惑をかけたことをまず謝罪し、事実を正確に聞き取る。
- 当該児童生徒から聴取
  - ・児童生徒自身が責任を取らなければならないことを認識させる。
- 同行者から聴取（自校の児童生徒の場合）
  - ・一人ひとりの関わりを個別に確認する。

##### 保護者への対応

- 教職員は、保護者と児童生徒のコミュニケーションをサポートする。
- 店舗への対応（謝罪・弁済等）について適切な助言を行う。
  - ・特に、初犯の場合、初めてだからと曖昧な説諭だけで終わらない。保護者も含めてしっかりと謝罪させることが大切である。それにより、自分の行為で周りがどれだけ迷惑するかを十分認識させることができる。
- 家庭での話合いについて適切な助言をする。
  - ・叱るだけではなく、内面の理解を重視し、規範意識の高揚につながるよう接する。  
(話し合いの内容：原因・背景、当該児童生徒の思い、行為の善悪、初犯かどうか等)
- 今後、学校と家庭が連携し、適切な指導・支援を行っていくことを確認する。
  - ・**高** 懲戒処分等が考えられる場合、翌日以降の来校を依頼する。
- 保護者とともに自宅へ帰す。
  - ・保護者が来ることができなかつた場合は、教職員が自宅まで送り届ける。
  - ・保護者が不在の場合は、保護者の帰宅を待って児童生徒を引き渡す。

## ② 対応方針協議

### 関係者による対策会議の開催（※ 以後、必要に応じて開催）

- 情報集約
- 児童生徒・保護者への対応

### 初期・中期対応

#### 当該児童生徒からの詳細確認

- 詳細を聴取
  - ・原因（動機）、万引きに至るまでの経緯、関係した児童生徒、背後関係、初犯かどうか等
  - ・家庭での指導内容
- 万引きは犯罪行為であるという毅然とした姿勢を示す。<sup>きぜん</sup>
- 家庭・学校等への影響の大きさを十分認識させる。

#### 集団万引き、いじめの被害児童生徒が脅かされて実行、ネグレクト等が分かった場合

- 個別面談やアンケート等を行い、実状を正確に把握する。
- 必要に応じて、他の児童生徒にも同様の事情聴取・指導を行う。
- SSW等の専門家、警察・児童相談所等の関係機関と連携する。

#### 関係者による対策会議の開催

- 情報整理
- 指導方法・**高懲戒処分**等の原案作成
  - ↓ 事案により

#### 職員会議の開催

- 全教職員への周知と共通理解
  - ・概要をまとめた資料を用意する。
- 今後の対応策の検討と役割分担
  - ・今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。
- 指導方法・**高懲戒処分**等の決定

#### 当該児童生徒への対応

- 再発防止に向けた指導・支援
  - ・担任等、当該児童生徒と信頼関係にある教職員を選定し、生徒指導主任とともに指導の中心とする。
  - ・生徒指導主任等が叱責や説諭を中心に対応し、学級担任は児童生徒の受容に努めるなど、生徒指導主任を中心に役割分担を決めておく。
  - ・叱責・説諭等にとどまらず、振り返りの時間を計画的に積み重ね、自己の問題点に気付かせ、真の反省に至るよう粘り強く指導する。
  - ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、児童生徒の気持ちも理解する。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア
- スクールソーシャルワーカー等による環境への支援

連携した対応・支援

#### 当該児童生徒の保護者への対応

- 来校を依頼し、詳細確認
  - ・担任と管理職等の複数で面談する。
  - ・事件について整理した資料を用意するとともに、面談の目的・役割分担・対応の実際等、関係職員で事前に協議しておく。
  - ・温かい態度で接し、当該児童生徒への非難は避ける。
  - ・関係児童生徒が複数の場合は、公平に接する。
  - ・面談予定時間を作成し、厳守する。
- 今後の対応策を相談
  - ・保護者の心情を共感的に理解し、今後の当該児童生徒への支援の在り方について、共に考える。
  - ・学校の指導・支援の在り方について説明する（学校ができることとその限界についても明確にする）。
- スクールソーシャルワーカー等による環境への支援

### 再発防止に向けた校内指導体制の充実

- 「社会で許されない行為は、学校でも許されない」とした方針・基準を共通理解
  - ・方針・基準の明確化と周知徹底
    - 〔「社会生活上のきまり・法を守る。」「あいさつをする。」「してはいけないことはしない。」「他人に迷惑をかけない。」「時間を厳守する。」「授業中の態度をきちんとする。」等〕
  - ・学校全体での共通理解・共通実践
    - 〔学校教育目標としての「どのような児童生徒を育てるか。」を共通理解〕
    - 〔「厳しさ」だけでなく、温かい人間関係に基づく「やさしさ」のある指導を推進〕
  - ・<sup>きぜん</sup>毅然とした粘り強い指導
    - 〔問題行動を防止する自己指導能力を培う開発的・予防的な生徒指導の充実〕
    - 〔起きた問題について、行為の過ちや責任を自覚させ、健全な成長を図る温かい指導〕
  - ・児童生徒・保護者等への方針・基準の周知徹底

### □ 万引きに対する児童生徒の意識や現状についての共通理解

- ◆ 「万引き」は、初発型非行とはいえ、明らかな「窃盗罪」である。さらに、警備員等の制止を振り切り、けがを負わせ逃亡すれば、「強盗傷害罪」等凶悪犯罪となる。
- ◆ 複数の商品を万引きしている場合は、初犯でない場合が多い。多くの場合、菓子や文具から始まり、次第に高額なものに手を出すようになる。
- ◆ 集団で計画的に万引きするケースも見られる。
- ◆ 万引きした商品が、校内で売買されることもあり、児童生徒の様子・うわさ等に十分注意する必要がある。
- ◆ 家庭や学校における発覚のきっかけ
  - ・保護者が知らない持ち物、小遣いに見合わない持ち物や金銭を持っている。
  - ・万引きが見つかからなかったことを自慢している。
  - ・品物の売買の話をしている。

- 非行防止教室の開催・少年リーダーズ活動の実施
- 指導力向上のための事例検討会の実施
- 保護者との連携強化

### 関係機関との連携

- 児童生徒の動向の把握
  - ・児童生徒の集まる場所、出入りする場所等を把握する。
  - ・近隣の学校間で、積極的な情報交換・行動連携を行う。
- 学校外で何かあった時は直ちに連絡が入る体制を整備
  - ・管理職・生徒指導主任等が、校区内の公共機関、JR等の交通機関、児童生徒が立ち寄る学校周辺の店舗等を、定期的に訪問し協力を要請する。
  - ・訪問時には、名刺等連絡先が記載されているものを渡しておく。

## 学級担任・ホームルーム担任が行う生徒指導の基本

学級担任・ホームルーム担任の教員は、児童生徒の学校生活の全体にかかわることが多いので、児童生徒に対する生徒指導の機会が多いと言えます。

学級・ホームルーム内では、基本的な生活のルールにかかわる指導の場面が様々に起こり得ます。小学校段階であれば、児童のわがままな態度やちょっとしたことでの友達との衝突もあります。中学校・高等学校段階では、規則に公然と違反する行動や、他者を否定するような言動が見られる場合もあります。

学校においては日常の問題行動からしっかりと注意するなど、その行為の意味やそれがもたらす結果や責任などを理解させる毅然とした指導が大切です。そのためには、「社会で許されない行為は、子どもでも許されない」といった学校全体の基本的な指導方針の下、学級・ホームルームでも児童生徒の発達の段階を踏まえて生徒指導の方針を明確に示し、児童生徒 や保護者に対して「社会の一員」としての責任と義務の大切さを伝えていくことが必要です。

もちろん、こうした指導は、児童生徒一人一人に対する温かな態度や教育的愛情を前提としたものであることは当然のことです。つまり、毅然とした生徒指導とは、学校生活に起こる様々な問題について、その行為の過ちや責任をしっかりと自覚させ、健全な成長が図られるよう温かく粘り強く指導していくことです。

また、問題が起こる前に、学級担任・ホームルーム担任は、日頃から児童生徒の自己理解や社会認識を深め、自己指導能力を培う生徒指導の充実を図ることが必要です。このような生徒指導の充実は、児童生徒の自己指導能力を高めていくような、適切な情報提供や案内・説明、活動体験などであり主に集団指導の場面で行われていくものです。

学級担任・ホームルーム担任は、児童生徒の発達の段階を踏まえて生徒指導の充実を図ることが大切ですが、その際、学年の担任の連携協力はもとより、生徒指導部をはじめ、他の校務分掌との連携協力を深めていくことが効果的でしょう。

＜文部科学省 「生徒指導提要」2010年＞

# □ 校内での盗難＜児童生徒の所有物の場合＞

## 対応のポイント

- ① 情報収集に全力を尽くすとともに、情報を一元的に集約する。
- ② 管理職及び生徒指導主任へ、正確な情報を迅速、確実に伝える。
- ③ 児童生徒のプライバシーや人権に十分配慮して対応する。
- ④ 「人の物を盗むことは絶対に許されない行為である。」という毅然とした姿勢を示す。
- ⑤ 学校は警察ではなく、教育の場であることを忘れない。

## 初 期 対 応

### ① 初動対応

#### 状況確認（1）

- 被害児童生徒から、5W1Hについて聴き取る（担任、生徒指導主任等）。
  - ・嫌な思いや不安を感じたことなどへの共感的理解を基本とする。
  - ・高価な物や大金が盗難にあった場合、学校へ持ってきたことを責めない。
  - ・持ってきてていることを周りの児童生徒に話したのかどうかを確認する。

#### 状況確認（2）

- 複数の教職員で現場に向かい、状況を確認する。
  - ・メモ用紙・筆記用具・カメラ等記録できるものを持参し、詳細に記録する。
  - ・盗難前後の被害児童生徒及び周辺児童生徒の動きと、外部侵入者の可能性について調査する。
- 被害児童生徒が、周りの児童生徒からの聴き取りや調査を了解している場合は、できるだけ多くの児童生徒から情報を収集する。
  - ・他の児童生徒への聴き取りや調査等に際しては、被害児童生徒のプライバシーに十分配慮する。
  - ・アンケート調査等で全員に情報提供を求める方法も考えられる。
  - ・「犯人探し」の印象を与えないようする。
- 授業担当者・盗難があった場所の管理担当者等から聴き取る。
  - ・盗難があったと考えられる時間に、不審な行動をとった児童生徒をピックアップする（授業への遅刻、授業中教室から離れるなど）。

#### 警察による現場検証

- 児童生徒に混乱が生じないよう配慮する。
- ・児童生徒への「指紋採取」を求められた場合は、児童生徒の動搖等を考慮し、極めて慎重に判断するとともに、必ず保護者の了解を得る。

#### 連絡・速報及び情報管理（1）

- 管理職（校長・教頭）への連絡
  - ・5W1Hについて、分かっていない範囲で、事実のみを正確に伝える（メモを添えて）。
  - ・危機対応はトップダウンが基本である。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる（緊急時は、できるだけ早く校長へ）。
  - ・様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する（生徒指導主任または教頭等）。

#### 連絡・速報及び情報管理（2）

- 被害児童生徒の保護者への連絡
  - ・盗難の事実と、現在分かっていることを伝える。
  - ・学校管理下で起こったことに対して謝罪する。
  - ・警察署への「被害届」の提出について意向を聞く。
- 所轄警察署への通報
  - ・学校だけで対応することが困難と校長が判断した場合は、躊躇なく所轄警察署へ協力を依頼する。
- 教育委員会への速報

【「資料6」参照】

- ・校長の判断で、必要に応じて報告する（TEL・FAX等）。
- ・警察・報道機関が関係する（可能性がある）場合は、できるだけ早く報告する。

## ② 対応方針協議

### 関係者による緊急対策会議の開催

- 情報集約
  - ・児童生徒・教職員等から集まった情報を整理する。
- 具体的な対応策の検討
  - ・被害児童生徒・保護者の意向を踏まえた上で、今後の対応策を検討する。

### 緊急職員会議の開催

- 全教職員への周知と共通理解
  - ・概要をまとめた資料を用意する。
- 今後の対応策の検討と役割分担
  - ・今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。

## 初期・中期 対応

## ③ 全校児童生徒への指導

### 臨時の学級活動（ホームルーム活動）、学年集会、全校集会等の実施

- 日時・場所・対象児童生徒・指導内容・役割分担等を事前に十分協議する。
- 学校は警察ではなく、教育の場であることを忘れない。
- 盗難被害があったことの説明
  - ・被害児童生徒のプライバシーや人権に配慮しながら、正確な情報提供に努める。
- 指導
  - ・「人の物を盗むことは絶対に許されない行為である。」という毅然とした姿勢を示す。
  - ・貴重品管理の在り方を指導するとともに、ものを大切にする態度を育てる。
  - ・憶測やうわさを自重するよう指導する。  
(「犯人探し」により児童生徒同士が疑心暗鬼となり、「うわさ」によって「いじめ」等に発展する恐れがある。)

加害者が児童生徒であれば、「二度としないようにしよう。」と思わせる指導が第一の目的

- 調査
  - ・被害児童生徒がたいへん困っていることを伝え、何か知っていることがあれば、情報を提供してほしいことを伝える。秘密は絶対に守ることも併せて伝える。
  - ・必要に応じて、その他の被害の有無について、アンケート調査等を実施する。

### 不審な児童生徒への対応

- 個人面談の実施
  - ・実施する際は、事前に保護者の了解を得る。
  - ・定期面談や別の理由での呼び出し等を活用し、この件で呼ばれたことが他の児童生徒に分からないようにするなど、細心の注意を払う。
  - ・威圧的な態度はせず、まず被害者の心情を十分に伝えるとともに、不審な行動を取った理由等について尋ね、不条理な点を筋道立てて明らかにしていくスタンスで臨む（最初から犯人扱いしない。間違っていた場合、取り返しがつかないことになる）。
  - ・面談が長時間に及ばないよう留意する。
  - ・対象者が複数の場合は、複数の教職員で同時に実施する。

## ④ 被害児童生徒・保護者への対応

### 被害児童生徒への対応

- 共感的理解に基づく指導・支援
  - ・嫌な思いをしたことについて共感的に理解する。
  - ・できる限りの手立てを講じ、再発防止に努めることを約束する。
  - ・貴重品等は持参しないこと、どうしても持参せざるを得ない場合は担任に預けることを指導する。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア

## 家庭訪問の実施

- 担任と管理職等複数で実施する。
- 学校管理下で起こったことへの謝罪を第一とする。
- 盗難にあった状況と学校の対応について時系列で説明し、誠意をもって対応する。
  - ・全校集会等の指導内容を説明するとともに、「犯人探し」をしているわけではないことを理解してもらう（学校は警察ではなく、教育の場である）。
  - ・加害児童生徒が判明している場合は、加害児童生徒に対する学校の指導方針を説明する。

## ⑤ 加害児童生徒・保護者への対応（判明した場合）

### 加害児童生徒への対応

- 加害児童生徒の情報が、他の児童生徒に伝わらないよう留意
- 再発防止に向けた指導・支援
  - ・担任等、加害者と信頼関係にある教職員を選定し、生徒指導主任とともに指導の中心とする。
  - ・生徒指導主任等が叱責や説諭を中心に対応し、担任は児童生徒の受容に努めるなど、生徒指導主任を中心に、役割分担を決めておく。
  - ・叱責・説諭等にとどまらず、振り返りの時間を計画的に積み重ね、自己の問題点に気付かせ、真の反省に至るよう粘り強く指導する。
  - ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害児童生徒の気持ちも理解する。
- 謝罪方法についての話し合い
  - ・形式的なものではなく、被害児童生徒に対して真に謝罪の気持ちがもてるよう、穏やかに粘り強く説諭する。
- 特別指導（高懲戒処分）の実施
- スクールソーシャルワーカー等による環境への支援

連携した対応・支援

### 加害児童生徒の保護者への対応

- 概要説明（家庭訪問、保護者来校等）
  - ・担任と管理職等の複数で面談。
  - ・事件について整理した資料を用意するとともに、面談の目的・役割分担・対応の実際等、関係職員で事前に協議しておく。
  - ・温かい態度で接し、加害児童生徒への非難は避ける。
  - ・加害児童生徒が複数の場合は、公平に接する。
  - ・面談予定時間を示し、厳守する。
- 今後の対応策を相談
  - ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童生徒への支援の在り方について、共に考える。
  - ・学校の指導・支援の在り方について説明する（学校として支援できる内容についても明確にする）。
  - ・被害児童生徒への対応（謝罪等）について相談する。
- スクールソーシャルワーカー等による環境への支援

## ⑥ その他

- 関係機関等への支援要請
  - ・入学直後及び事件に至るまでの詳細な状況の把握を必要とする場合→出身学校等
  - ・知能・身体・情緒等に関する専門的な相談を必要とする場合→ふれあい教育センター等
  - ・一時保護を必要とする場合、加害児童生徒の背後に虐待の可能性がある場合→児童相談所
- 教育委員会への報告書提出【「資料6」参照】

## 中期・長期対応

### 再発防止に向けた校内指導体制の充実

- 児童生徒の動向の掌握
  - ・計画的な校内巡回を強化する。
  - ・保健室利用の動向について、教職員間の連携を十分にとる。
  - ・各授業の始まりと終わりの時刻を厳守する。
  - ・遅刻児童生徒、早退児童生徒を把握する。

- 貴重品管理の徹底
  - ・不必要的貴重品を学校に持ち込ませない。
  - ・貴重品袋の活用等、管理体制を充実させる。
  - ・学校で集金する際は、必ず朝一番に行う（業者へ依頼する場合も）。
  - ・自己管理意識の高揚を図る。
- 「社会で許されない行為は、学校でも許されない。」とした方針・基準を共通理解
  - ・方針・基準の明確化と周知徹底
    - 〔「社会生活上のきまり・法を守る。」「あいさつをする。」「してはいけないことはしない。」「他人に迷惑をかけない。」「時間を厳守する。」「授業中の態度をきちんとする。」等〕
  - ・学校全体での共通理解・共通実践
    - 〔学校教育目標としての「どのような児童生徒を育てるか。」を共通理解〕
    - 〔「厳しさ」だけでなく、温かい人間関係に基づく「やさしさ」のある指導を推進〕
  - ・毅然とした粘り強い指導
    - 〔問題行動を防止する自己指導能力を培う開発的・予防的生徒指導の充実〕
    - 〔起きた問題について、行為の過ちや責任を自覚させ、健全な成長を図る温かい指導〕
  - ・児童生徒・保護者等への方針・基準の周知徹底
- 非行防止教室の開催

## 心を育てる生徒指導～犯人探しが目的ではない～

### 1 小2学級児童全員の指紋採取

他県のある公立小学校で、落書きが発見された小学校2年生29人全員の児童の指紋を探っていた（2001.6.11付け「朝日新聞」）。

新聞報道によると、2年生の空き教室にあった運動会の応援用のポスターに、落書きが書いてあったり、足跡がついていたりした。このような落書きは他の日にもあった。そこで担任の女教師（25）は、「悪いことをすると分かるんです。」と言って、子どもたちの中指をスタンプ台に押させて29人全員の指紋を一枚の紙に採った。こうすれば、犯人が分かるのを恐れて、落書きをした児童が名乗り出ると予測したようだ。

ところが、肝心の落書きをした児童は全く別の学年だったのだ。

保護者からの指摘で、学校側はすぐに保護者会を開催。謝罪し、指紋の紙は校長が破棄。校長は「指紋を採るまねをしてこらしめようと考えたようだ。軽率と言わざるを得ず申し訳ない。」とコメントしている。

### 2 何が問題なのか。

ところで、この「事件」の背景は何か。

第一の問題は、「犯人の発見」に指導の軸を据えてしまったことである。つまり、問題行動が教室で発生したときの指導の押さえどころはどこなのか、ということを担任が的確に把握できていなかつたことが問題なのだ。犯人が名乗り出ようが出まいが大した問題ではない。この「事件」を通して、子どもたちを一回り大きく成長させるという視点をもつべきだったのである。

第二の問題は、「脅し」による方法をとってしまったことがある。中には、このことで傷ついた子もいたはずである。指紋採取は、心の傷を考慮しない残酷な方法であったということである。生徒指導とは、そのプロセスにおいても、結果も、豊かな人間的発達や成長を促すことが最大のポイントである。子どもたちの心を傷つけてでも犯人が発見できればよいわけではない。

### 3 心を育てる指導を

この場面での指導ポイントは何か。それは、クラスの友達が心をこめて書き上げた運動会の応援ポスターを、誰かが故意に汚したこと、足で踏みつけるなどという心ない行為をしたことがある。そういう心ない行為に対し、汚された友達の悲しみと辛さを共感的に受け止めさせることにある。そして今後、友達の心のこもった作品を大切にする気持ちが全員に醸成できれば、指導は大成功といえる。

このように、心を育てる生徒指導のコツを、ぜひ全教員に習得させたいものである。

## REF リフレーミング・エクササイズ～盜癖のある児童とかかわる場面で～

### リフレーミングとは

あなたが仕事のことで失敗して落ち込んだとき、友人のAさんは言いました。「もう済んだことだ。失敗は水に流して、また、やり直しをしようよ。」

別の友人のBさんは言いました。「失敗してこそ、はじめて僕たちはどうしたらうまくやれるか分かるんだから、次の成功のためのよいやり方が学べた、ということだよね。」さて、Bさんが言ってくれたこと、これが「リフレーミング」です。

「リフレーミング」とは、人の固定観念を変えて、自己肯定感と安心感を取り戻し、気持ちが楽になってもらうための援助です。

つまり、子どもたちの固定観念を変えるための柔軟なかかわり方であり、それができるためには、教師自身も時に陥りやすい固定観念から自由になることが求められます。

#### 【事例】

4年生女子。低学年より盜癖があり、2年の時、万引きをしてしまった。3年になると、特別教室の小物や集金にまで手を出していました。担任・学年主任で親を指導したが、母親は認めず、改善の兆しが見られなかった。4年になり、何かなくなると級友に疑われ、暗い雰囲気であった。担任はなるべく声をかけるよう心がけ、日に日に明るくなっていたが、そんなある日友達のマスコットを盗ってしまった。

#### 【A】よくあるかかわり例

教員：こら、それは○○ちゃんのじゃないの。

児童：（黙ってうつむく。）

教員：人の物を盗ってはいけません。

児童：（さっと逃げようとする。）

教員：こら、待ちなさい（と手を掴む）。ちゃんと○○ちゃんに謝りなさい。

児童：（泣いて、さらに逃げようとする。）

教員：泣いてもだめよ。ちゃんと謝りなさい。（○○のところへ連れて行く。）

児童：（教員に促され）・・・ご・め・ん・な・さ・い・・・。

#### 【B】望ましいかかわり例

教員：○○ちゃんの、盗っちゃったのね？

児童：（うなづく。）

教員：手に入ってうれしかったかな？

児童：（首をかしげる。）

教員：これが本当に欲しかったのかなあ？

児童：（考えながら首をかしげる）

教員：本当に欲しいのは何だろうね。

児童：（じっと考える。）

教員：・・・友達と一緒に楽しく笑ったり遊んだり・・・することじゃないのかな。

児童：（大きくうなづく。）

教員：（児童の手を取って）先生はね、△△ちゃんに幸せになって欲しいんだよ。子どもたちにはみんな幸せになって欲しいんだよ。（担任が涙を流しながら手を握る。）

児童：（涙を流しながらうなづく。）

#### 【アドバイス】

【A】では、悪いことをしたという前提が、全体をわたって流れています。叱る人と叱られる人という関係が続いている。【B】の教師は、価値判断のないところからスタートしています。結果の善し悪しではなく、そこに至るプロセスに言及することで、自然に子

どもに考える機会を与えています。物を盗るということからもっと大きな目標にテーマが変わっているのがわかります。この子は、この日以来、問題行動を起こすことが少くなり、ドリル学習を1番に終わらせるなど、生活全般に意欲的になり、現在も常に友達と共に行動できる明るい姿を見せていました。

<吉本武史 「教師だからできる5分間カウンセリング」2000年>

## ④「持ち物検査」について

### 基本的な考え方

学校における教育活動は、教職員と児童生徒、児童生徒同士等の信頼関係の上に立って営まれるものであり、むやみに全校生徒一斉の「持ち物検査」を実施するなどの行為は、児童生徒の人格を傷付けることにつながる恐れもあるため、基本的には適切ではない。

### ナイフ等の刃物により学校の安全が脅かされる恐れがある場合

学校の安全が脅かされる恐れがあり、児童生徒や教職員の安全確保のために校長が必要であると判断した場合には、「持ち物検査」を実施することを妨げるものではない。

その場合には、あらかじめ児童生徒・保護者にその目的・必要性等について説明を行い、理解を求めるとともに、例えば本人から自主的に提出させるようにしたり、一斉検査ではなく個別の検査を実施したりするなど、状況に応じた適切な方法で実施することが重要である。

### 法令上の記載

所持品については、現行犯でない限り「正当な理由に基いて発せられ、且つ検索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、(押収を受けることのない権利は)侵されない(憲法第35条)」し、法律上も、令状なしにできるのは逮捕された者の凶器所持だけに限定されている（警察官職務執行法第2条）。

### 裁判例紹介

#### ○ 埼玉県立高校で起きた生徒間のナイフによる刺殺事件（平成元年）

「学校ないし教師がみだりに生徒の所持品検査を実施することは、生徒のプライバシー等の人格権を侵害する危険性が極めて高く、その教育効果に鑑みれば、高校教諭に事故発生の危険性を具体的に予測させるような特段の諸事情があれば格別、そうでない限りは、所持品検査を実施すべき義務まではないと解するのが相当である。」と述べた。

（平4.1.28 浦和地裁）

#### ○ 長野県立高校で2年生の男子が上級生に包丁で刺殺された事件（平成4年）

「学校側は、少年の所持品を検査するなどして、他の生徒の身体への危害を防止すべきだった。」「上級生の少年を出席停止や退学処分にして、校内に暴力団的体質が影響しないよう防止すべき注意義務があったのに怠った。」と述べ、学校側の過失を認めた。

（平11.9.28 東京高裁）

<山口県教育委員会>